

第 2 1 回（3 月）定例会提案事件表（追 3）

- 1 議案第 6 2 1 号 副市長の選任について同意を求める件
- 2 議案第 6 2 2 号 西宮市監査委員の選任について同意を求める件
- 3 議案第 6 2 3 号 西宮市教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 4 議案第 6 2 4 号 西宮市公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 5 議案第 6 2 5 号 西宮市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 6 議案第 6 2 6 号 西宮市固定資産評価員の選任について同意を求める件

副市長の選任について同意を求める件

令和5年3月31日をもって任期満了となる副市長田村比佐雄氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

岩 崎 敏 雄

(参考1)

氏名	選任年月日	任期満了年月日
北田正広	R 4 . 1 0 . 4	R 8 . 1 0 . 3
田村比佐雄	H 3 1 . 4 . 1	R 5 . 3 . 3 1

(参考2)

○地方自治法

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

西宮市監査委員の選任について同意を求める件

識見を有する者の中から選任する監査委員について、下記の者を選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

中 村 衣 里

(参考)

○地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

西宮市教育委員会委員の任命について同意を求める件

令和5年3月31日で任期満了となる教育委員会委員藤原唯人氏の後任者として、次の者を適任と認め、任命するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

藤 原 唯 人

(参考1)

西宮市教育委員会委員一覧表

氏名	任命年月日	任期満了年月日
藤原唯人	H31. 4. 1	R5. 3. 31
山本幸夫	R2. 6. 22	R6. 3. 31
側垣一也	R2. 10. 1	R6. 9. 30
長岡雅美	R3. 10. 1	R7. 9. 30

(参考2)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(任命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

西宮市公平委員会委員の選任について同意を求める件

令和5年3月31日で任期満了となる公平委員会委員辰野久夫氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

辰 野 久 夫

(参考1)

西宮市公平委員会委員一覧表

氏名	選任年月日	任期満了年月日
辰野久夫	H31. 4. 1	R5. 3. 31
田中厚弘	R1. 12. 25	R5. 12. 24
高野まゆみ	R4. 2. 19	R8. 2. 18

(参考2)

○地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

西宮市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

令和5年3月31日で任期満了となる固定資産評価審査委員会委員伊藤志津子氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

伊 藤 志 津 子

(参考1)

西宮市固定資産評価審査委員会委員一覧表

氏名	選任年月日	任期満了年月日
伊藤志津子	R 2 . 4 . 1	R 5 . 3 . 31
戸谷裕之	R 3 . 4 . 1	R 6 . 3 . 31
三木繁	R 3 . 4 . 1	R 6 . 3 . 31
杉浦徳利	R 4 . 4 . 1	R 7 . 3 . 31
東耕功	R 4 . 9 . 27	R 7 . 9 . 26
松本史郎	R 4 . 12 . 24	R 7 . 12 . 23

(参考2)

○地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

西宮市固定資産評価員の選任について同意を求める件

令和5年3月31日で固定資産評価員を退任する田村比佐雄氏の後任者として、次の者を適任と認め、選任するにあたり市議会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

岩 崎 敏 雄

(参考1)

氏 名	選 任 年 月 日	退 任 年 月 日
田 村 比佐雄	H 3 1 . 4 . 1	R 5 . 3 . 3 1

(参考2)

○地方税法

(固定資産評価員の設置)

第404条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。